

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
1	様式3及び様式4の⑦CPD認定時間の状況について、いつからいつ時点までの認定時間の証明が必要になるか、証明する期間をご教授ください。	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間とします。
2	プロポーザル実施要領P7の別表 審査基準表について、「主たる担当技術者」は主任担当技術者のことを表しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	敷地周辺のインフラ状況の資料がありましたらご提示願います。	提示できる資料はありません。
4	情報発信YouTubeなど映像を制作するのかについてご教授ください。	不要です。

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
5	前面道路へのアクセスは既設第一センターと共用するのかどうかご教授ください。	共用予定はありません。
6	炊飯は別施設から直接各校に配送されると考えてよろしいですか。	お見込みの通りです。
7	計画予定地もしくは近隣の地盤資料がありましたらご提示願います。	近隣の地質調査報告書の抜粋を提示します。(添付資料1及び2)
8	過去に建物があった場合、情報を頂けませんでしょうか。 その場合、基礎関係は撤去済と考えてよろしいでしょうか。	過去に建物があったという情報はありません。

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
9	【企画提案作成要領】についてP1.1(2)企画提案書等の様式⑧企画提案書により、「1テーマにつきA3版×1枚」とご記載ですが、P4.1(3)企画提案書等の作成及び記載上の留意事項⑦企画提案書(任意様式)より、企画提案書は、3テーマ全てをA3版×1枚に収めると解釈してよろしいですか。 また、提出書類は原則電子メールとのことですが、任意様式は「PDFデータ」と考えてよろしいですか。	お見込みの通りです。
10	敷地分割による既存建物の適正確認報告書の作成とありますが、検査済証、確認申請等申請書類一式あると考えて宜しいでしょうか。	原本全てが現存しているわけではありませんが、本業務に必要な資料については提供可能です。
11	48条ただし書きは適用できると考えて宜しいでしょうか。	建築基準法第48条ただし書きによる許可を取得する見込みです。
12	設計仕様書に「関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務」が含まれるとありますが、建築基準法第48条ただし書きの許可申請のみという理解でよろしいでしょうか。	特記仕様書に記載のとおりです。なお、建築基準法第48条ただし書きによる許可は建築許可申請手続き業務に含まれます。

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
13	横にある学校給食センターとは用途可分で敷地分割する必要があるのか、ないのかについてご教授ください。	横にある学校給食センターとは用途可分です。参考図面の範囲は天王寺川中学校の敷地の一部ですので、敷地分割は必要です。
14	土壌汚染調査についても、業務範囲(地歴調査のみなのかどうか等)についてご教授ください。 また業務中に作業が追加になった場合、別途追加で予算を見込んでいただけるのでしょうか。	見込まれる内容は下記の通りです。 ・土壌汚染対策法第4条第1項の届出業務 ・地歴調査業務 ・試料採取等を行う特定有害物質及び区画の選定 ・上記に伴う書類作成及び協議業務 作業が追加になった場合はお見込みの通りです。
15	企画提案書作成要領P1～5 1.(3).⑤.⑦ 様式6及び企画提案書の文字サイズについて指定されておられません が任意と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
16	特記仕様書P2 I.3.(1).b・P7 II.4.(2) 今回計画地の用途地域について、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居地域と明記されていますが、追加業務の内、開発許可申請手続き業務が本業務には含まれておりません。建築基準法48条許可申請等の開発許可申請手続き業務は本業務対象外と考えて宜しいでしょうか。	建築基準法第48条ただし書きによる許可は特記仕様書 4. 業務範囲 (2) 追加業務のうち、建築許可申請手続き業務に含まれます。 同追加業務に記載の開発許可申請手続きは都市計画法に基づく開発許可申請です。

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
17	特記仕様書Ⅱ 業務仕様 4. 業務範囲 「開発許可申請手続き業務」にチェックが付いていませんが、 5. 業務の実施 には、 「都市計画法の開発許可申請に準じる協議を実施する予定であること から、敷地内に必要な施設を設けるよう予定すること」と記載があり ます。想定されている協議内容と必要な施設をご教示下さい。	都市計画法の開発許可申請に準じる協議とは、伊丹市宅地開発等指導 要綱に基づく事前協議です。 必要な施設については本要綱に記載の各基準のとおりです。
18	特記仕様書P8 各種申請手続きに要する費用は、受注者の負担とする。と記載有りますが、申請手数料を含むということでしょうか。	お見込みの通りです。
19	特記仕様書P10 国庫補助申請等に関する事務について、市担当者より指示のあった 場合は、遅滞なくその事務処理を行う。と記載有りますが、申請に関 する補助業務を受注者が行うという解釈で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	特記仕様書P10 複数の厨房機器メーカーに対し、設計要件を提示したうえで…と記載が ありますが、プロポーザル方式により協力事務所の選定を行うのは 伊丹市で、受注者はプロポーザル発注に係る支援(提供資料の準備) を行うと考えて宜しいでしょうか。	厨房機器について、プロポーザル方式により協力業者を選定するのは、受 注者になります。

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
21	特記仕様書 II 業務仕様 5. 業務の実施 「 ☒ 電力・通信関係の整備については、既存学校給食第1及び第2センターとの取り合いを含めた検討をすること。」と記載がありますが、既存学校給食第1及び第2センターのインフラ関係が確認可能な資料の提供は可能でしょうか。また、既存給食第1センターへの設備改修は発生させないと考えて良いでしょうか。	受注後に提供は可能です。 既存施設の設備については、設計プランにより必要と判断される場合は、改修が発生します。
22	食育推進機能について、学校給食第1センター及び中学校給食センターと連携を行うため、既存建物の機能が確認できる資料(平面図など)の提供をお願いします。	機能が確認できる資料(平面図など)はありませんが、学校給食第1センターは研修室から調理場を見学できる配置となっています。また、中学校給食センターにおいては、食育に関する掲示物の展示スペースや調理実習等を行うことができる研修室を整備しています。
23	様式2の下部、企業の設計業務実績を記載する欄がありますが、設計業務完了時の年月ではなく、竣工時の年月を記載する解釈で宜しいでしょうか。また、工事中の案件は竣工予定の年月を記載で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
24	様式3.4の技術者調書に記載のある⑦CPD認定時間の状況について、 証明書を発行するにあたり、実績として認める期間をご教示願います。 ※証明書発行に時間を要するので、1/29参加申請締切までに間に合わない可能性が高い為、質疑回答期間より早めにご回答頂けると幸いです。	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間とします。 証明書については2月14日の企画提案書等受付締切までの提出とします。

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
25	評価要領 各技術者のCPD認定時間についての評価基準の記載がないので、 評価ウエイト等ご教示願います。(ex ○○単位以上○点)	評価については、企画提案書等評価要領 2. 業務実施方針及び手法、 企画提案書にて評価します。
26	評価要領 電気設備・機械設備を兼任とした場合の評価ウエイト等ご教示願います。	電気設備と機械設備の主任担当技術者を兼務した場合、評価点は合算と なります。 例として、兼務する主任技術者の資格が設備設計一級建築士だった場 合、評価点は4点となります。
27	実施要領p.1 3.参加資格について、 プロポーザルに参加できる者として、伊丹市入札参加資格者名簿へ の掲載がない場合においても参加資格を満たしていると考えてよろし いでしょうか。	お見込みの通りです。
28	企画提案書等作成要領p.4 ⑦企画提案書(任意様式)について、 文章体のフォントやサイズにおいても任意と考えてよいでしょうか。	お見込みの通りです。

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
29	企画提案書等評価要領p.1 1.資格及び技術力について、 例えば、主任技術者が設備設計一級建築士であり、「電気」と「機械」 を兼ねる場合、評価点は電気2点＋機械2点＝計4点となるのでしょうか。 また、設備設計一級建築士と建築設備士を両方取得している場合 は、設備一級の2点が配点されるものと考えて良いのでしょうか。	お見込みの通りです。
30	特記仕様書10 ページ ・土壌汚染対策法における届出書の作成及び関係官庁との協議 ・土壌汚染対策法における土壌汚染状況調査及び届出書の作成 上記に見込まれる内容は 「土壌汚染対策法第4 条第1 項の届出業務」、「地歴調査」、「土壌汚 染状況調査」と各々の行政協議費用までを想定されてますでしょ うか。含まないと想定される業務、または不足しており更に見込む必要 がある業務内容(土壌汚染詳細調査等)があればご教示願います。 なお、地歴調査を見込む場合は調査地の対象筆数をご教示願いま す。また土壌汚染状況調査を見込む場合は、試料等採取の地点数 や調査対象物質などの調査数量等想定仕様をご教示願います。	見込まれる内容は下記の通りです。 ・土壌汚染対策法第4条第1項の届出業務 ・地歴調査業務(1筆) ・試料採取等を行う特定有害物質及び区画の選定 ・上記伴う書類作成及び協議業務
31	天王寺川中学校既存建築物の数、確認済証と検査済証の有無につ いてご教授ください。	既存建築物の数は9棟です。 原本全てが現存しているわけではありませんが、本業務に必要な資料に ついては提供可能です。

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
32	特記仕様書P5 4.業務範囲 ZEB 認証取得は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
33	特記仕様書P9 開発許可申請手続き業務は対象外(特記仕様書P7)とありますが、開発許可申請に準じる協議は実施する予定とあります。準じる協議とは具体的に何を示すかご教授ください。	都市計画法の開発許可申請に準じる協議とは、伊丹市宅地開発等指導要綱に基づく事前協議です。
34	特記仕様書P10 協力業者となる厨房メーカーはプロポーザル方式により選定とありますが、プロポーザル方式の主体は伊丹市と考えてよろしいでしょうか。また、委託業務の受注者は選定支援業務と考えてよろしいでしょうか。	厨房機器について、プロポーザル方式により協力業者を選定するのは、受注者になります。
35	特記仕様書P.20 に「別紙2 工事着手までのスケジュール(案)」とありますが、資料がありません。提示ください。	提示します。(添付資料3)

「(仮称)伊丹市立新学校給食第2センター整備工事設計委託業務」に係る質問に対する回答について

番号	質問	回答
36	企画提案書作成要領P.4⑦「文章を補完するために必要最小限な範囲」とありますが、写真またはイラストの使用は問題ないと考えてよろしいでしょうか。	国土交通省大臣官房官庁営繕部 平成30年4月2日付け事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に準じます。
37	企画提案書に使用するフォント種類、フォントサイズについて指定はありますでしょうか。	指定はありません。